

広島公務員専門学校の休業期間における活動基準

広島県より、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、県内の教育施設等の事業者に対して、4月22日から5月6日まで休業要請がありました。これを受けて、広島公務員専門学校では以下の活動基準を定め、4月22日から下記の基準を適用することとしました。なお、この活動基準は休業要請が延長された場合も引き続き、適用されます。

1. 講義・授業	①Web授業のみを実施する。 ②学校施設の使用停止に伴い、Web授業の受講が困難な学生に対しては後日、教育的配慮を実施する。
2. 教員職	①Web授業のための校内への立ち入りを許可する。 ②学生の緊急事態に対して早急に対応が必要な場合は、校内への立ち入りを許可する。
3. 事務職	①天災や事故等の災害、施設設備の重大な破損に対応するため最小限の人員の出勤を認める。 ②新型コロナウイルス対策への対応のための最小限の要員の出勤を認める。
4. 会議	①10人未満の場合に限り、対面で開催できる。 ②eメール、テレビ会議システムで代用できるように取り組む。
5. 学生の入校	①学生は登校禁止とし、学校施設内に立ち入ることはできない。
6. オープンキャンパス (体験入学)	①高校生・保護者の校内への立ち入りを禁止する。 ②対面による入試説明は行わず、オンラインで実施できる場合は、オープンキャンパスの実施を認める。

以上